

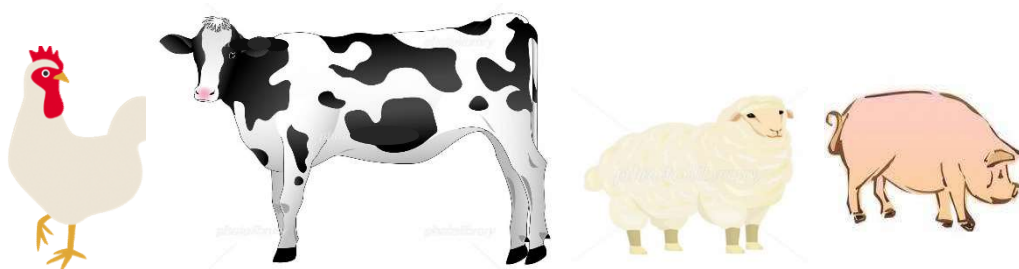
新潟市動物の愛護

及び管理に関する条例が

改正されました

<令和2年4月1日改正>

ポイント!



これまででは・・・

動物の愛護及び管理に関する法律では、生活環境の保全に関する措置命令等の規定があるものの、畜産や実験動物に係るものを除外した規定になっていたため、指導以上のことができませんでした。

改正後は・・・

新潟市は独自に規定を設け、哺乳類・鳥類・爬虫類に属し、飼養又は保管しているものであれば、ペット以外の動物であっても、生活環境の保全に係る措置命令等の対象とすることが可能になりました。

お問合せ先

新潟市動物愛護センター
新潟市中央区清五郎343-2

Tel.025-288-0017

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例

【抜粋】

第26条（略）

2 市長は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法第25条の規定に基づく措置ができる場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第29条 第26条第1項又は第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行 及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則

【抜粋】

（条例第26条第2項の規則で定める事態）

第16条 条例第26条第2項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつていと認められる事態とする。

- (1) 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物の排せつ物その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- (4) 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

～動物の飼い主の皆様へ～

周辺的生活環境に十分に配慮した動物の取り扱いをお願いします。

人と動物が共生する社会の実現にご協力ください

